

I 個人情報保護について

個人情報とは、個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。
個人情報を保有している学校等においては、その情報管理のあり方が問われています。

知っておくべきこと

本県では、県政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的として「徳島県個人情報保護条例」が施行されています。

「個人情報保護条例」には、収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理、職員の義務等について規定されています。

【個人情報保護条例の主なポイント】

①適切な個人情報の収集

個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

②個人情報の利用及び提供の制限

個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはならない。（一部の例外を除く）

③適正な個人情報の管理

- ・ 個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
- ・ 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・ 保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、または消去しなければならない。（一部の例外を除く）

私たちに求められていること

個人情報を適切に取り扱い、個人情報の紛失や漏えいなどの事故を絶対起こさないために、職員一人ひとりが個人情報についての基本的な知識や個人情報を保護するための措置を身につけて日々の業務にあたることが重要です。

学校には、児童生徒の成績や家庭環境など、重要な情報が数多くあります。これらの情報をみだりに他人に知らせたり、目的外に使用しないということを常に忘れず、取扱いで迷ったり疑問に思ったことは、上司等に相談し、慎重を期すことが必要です。

不注意ではもう許されません。

関係法令等

・ 個人情報保護法 ・ 徳島県個人情報保護条例 等